

住まいの耐震化について

いつ起こるかわからない大震災
家屋の倒壊等を未然に防ぎ、命を守るための対策を
ぜひご検討ください。



◎地震による死者の約9割が建物倒壊等による圧迫死

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震が直接的な原因で死亡した方の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前の旧基準で建築されたものでした。地震による木造住宅の倒壊から自分や家族を守るためには、耐震診断を実施し、必要に応じて壁や筋交いを増やしたり、金物で柱や梁を固定する等の耐震改修を行うことが大切です。

喜多方市では、木造住宅の耐震化に関する事業を行っております。まずは、耐震診断を実施し、ご自宅の耐震性を確認しませんか。

◎ステップ1 耐震診断（木造住宅耐震診断者派遣事業）

昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅を対象に市が委託した建築士を派遣し、耐震診断を行います。

○対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅（3階建て以下）

※昭和56年以降に増築を行っている場合は対象になりません。

○自己負担金 11,000円/件

○申込方法 申込書に必要書類添えてお申込ください。

詳しい要件や手続きについては、市ホームページをご覧ください。
下記の担当までお問い合わせください。

○受付期間 令和7年9月30日（火）まで（募集件数：5件※先着順）

HPアドレス：<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/49502.html>



◎ステップ2 耐震化工事（木造住宅耐震化支援事業）

耐震化工事費用の一部を補助します。詳しくは、裏面をご確認ください。



【 喜多方市役所 都市整備課 営繕住宅班 電話 0241-24-5246 】



≪ 令和7年度 木造住宅耐震化支援事業のご案内 ≫

喜多方市では、木造住宅の耐震化を促進し、居住の安全と安心を確保するため、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震化工事費の一部を補助します。

1、補助の対象となる工事・補助金の額

-----	一般改修（建物全体）
耐震基準	上部構造評点を1.0以上にします。
補助金額	耐震改修費用の4／5以内（上限140万円）
-----	簡易改修（建物全体）
耐震基準	上部構造評点を0.7以上にします。（目標手前。現行耐震基準は満足できません。）
補助金額	耐震改修費用の4／5以内（上限84万円）
□	部分改修
耐震基準	寝室など特定の部屋だけを補強します。（居室や寝室等をシェルター型で補強します。）
補助金額	耐震改修費用の4／5以内（上限84万円）
	現地建替工事
耐震基準	上部構造評点が1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に住宅を新築する工事
補助金額	建替工事に要する費用の4／5以内（上限140万円）

2、補助の対象となる木造住宅

次の要件を満たす住宅

○住居専用または併用住宅※

※住宅の部分が延床面積の1/2以上のもの

○昭和56年5月31日以前に着工された3階建て

以下の住宅

○耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない建物

○補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了するもの

○過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがないもの

※現地建替の場合は、上記に加え、次の要件を満たす住宅

○避難路沿道に存するもの

○土砂災害特別警戒区域外に存するもの

○建替え後の住宅が『省エネ基準』に適合するもの

3、事業対象者

次の要件を満たす方

○住宅の所有者等（個人に限る）

○市税を滞納していない者

※所有者等：住宅の所有者、賃借者、購入予定者

※補助事業の申請をお考えの方は、事前にご相談下さい。

※申請前に工事契約又は工事着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

※設計及び工事監理は建築士の資格を有する方に依頼して下さい。

HP アドレス：<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/49503.html>

≪ 改修範囲のイメージ ≫

